

# 多気町ふるさと納税協力事業者及び返礼品募集要項

## 1. 目的

ふるさと納税制度による本町への寄附促進と、ふるさと納税を通じて本町の魅力発信や地元産品等のPR、販売促進等を図るため、本町への寄附者に対して贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)の提供を行う協力事業者及び返礼品を募集します。

## 2. 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 町内に事業所等を有する法人・団体若しくは個人事業者又は、本町に縁のある法人・団体若しくは個人事業者として町長が特に認める者。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 多気町暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

## 3. 返礼品の要件

協力事業者が提供する返礼品は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 以下のアからオのいずれかに該当するものであること。
  - ア 町内で生産された農畜産物等。
  - イ 原材料の主要な部分が町内で生産されたもの。
  - ウ 製造又は加工等の工程の主要な部分を町内で行うことで付加価値が生じているもの。
  - エ 本町の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ等。
  - オ 町内で体験又は提供できるサービス
- (2) 年間を通じて安定的な供給が可能であり、町からの受注後、速やかに発送対応等ができること。ただし、期間限定又は受注生産商品はこの限りではない。
- (3) 食料品については、寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。ただし、生鮮食品(鮮度が高く要求されるもの)については、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。
- (4) 次に該当する物品でないこと。
  - ア 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料等)
  - イ アに掲げるもののほか、ふるさと納税に関する総務省からの各種通知の趣旨に反するもの

## 4. 返礼品の価格区分

返礼品の価格区分については、原則次のとおりとする。ただし、本町との協議においては、特に必要と認める場合はこの限りではない。なお、送料は町が負担する。

区分	寄附金額	提供価格（消費税及び梱包料を含む）
A	10,000円	3,000円以下
B	20,000円	6,000円以下
C	30,000円	9,000円以下
D	40,000円	12,000円以下
E	50,000円	18,000円以下
F	60,000円	21,000円以下
G	70,000円	24,000円以下
H	80,000円	27,000円以下
I	90,000円	30,000円以下
J	100,000円	33,000円以下
K	100,000円以上	以降3,000円ずつ増

## 5. 付帯業務

返礼品等の提供に当たり、下記業務を併せて行うものとする。

- (1) 多気町ふるさと納税のPR及びふるさと納税ポータルサイトへの掲載のために必要とする返礼品の画像データを提供すること。
- (2) 町が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。
- (3) 返礼品に対する苦情があった場合は、協力事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容と対応について速やかに町に報告すること。また再発防止を徹底すること。

## 6. 協力事業者の特典

協力事業者に対しては、次の特典を付与する。

- (1) 多気町ホームページ及びふるさと納税ポータルサイトの該当ページに返礼品の商品名、画像及び事業者の名称が掲載される。
- (2) 返礼品の発送時に、自社商品パンフレット等を同封することができる。（ただし、予め町の確認を受けたものに限る）

## 7. 個人情報の保護

協力事業者として知り得た寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的に使用することなく、適正に管理しなければならない。協力事業者に該当しなくなった後も同様とする。

## 8. 協力事業者の心構え

- (1) 町を代表して寄附者に品物を送るという気概をもって取り組むこと。
- (1) 町の魅力発信に積極的に努めること。
- (2) 寄附者の個人情報の取扱いについて、多気町個人情報保護条例(平成18年多気町条例第10号)及び関係法令を遵守すること。
- (3) 協力事業者が提供した返礼品等の品質等に関する寄附者からの苦情等については、町の責めに帰すべき場合を除き一切の責任を負うこと。
- (4) 前号の苦情等については町へ報告すること。

## 9. 申込み方法

申込みは、次の(1)から(4)までの書類を町に提出するものとする。なお、申請時点において返礼品として採用されている場合は、様式第1号の提出を省略することができる。

- (1) 返礼品申込書（様式第1号）
- (2) 返礼品の詳細がわかる資料（写真・パンフレット等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

## 10. 申込みに係る留意事項

- (1) 1 協力事業者あたりの返礼品数の登録制限は基本的には設けないが、新規でも追加でも申請に際しては、町と事前協議を行うものとする。
- (2) 申込みのあった協力事業者及び返礼品については、本要項に基づき採用の適否を本町関係部署と審査し、書面により結果を通知する。
- (3) 登録された返礼品を変更又は取り消す場合は、速やかに町に届け出るものとする。
- (4) 協力事業者や返礼品が本要項に定める要件を満たさなくなった場合、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合、または当該返礼品の申込みが少ない場合には登録を取り消すことがある。さらに、返礼品の不備や対応の不手際を繰り返すなど、協力事業者としてふさわしくないと判断された場合も同様とする。

## 11. 問い合わせ及び書類の提出先

〒519-2181 多気町相可1600

多気町役場 企画調整課 ふるさと納税担当

TEL：0598-38-1124 FAX：0598-38-1140

メール： [furusato@town.mie-taki.lg.jp](mailto:furusato@town.mie-taki.lg.jp)